1946年3月37日 ウィリアムズが小林次郎貴族院書記官長及び近藤英明書記官に貴族院の 機構と運営方法を聞いた。数日後に衆議院の大池眞書記官長及びその部下 とも同様の話し合いをした。

1946年6月6日 民政局スウォープ中佐と樋貝詮三衆議院議長、大池衆議院書記官長が会談して、衆議院規則と手続を改正・自由化することについて話し合った。

1946 年 6 月 10 日 民政局スウォープ中佐と樋貝詮三衆議院議長、大池衆議院書記官長が 2 回目の会談をした。樋貝議長は規則改正委員会の設置に反対した。

1946年7月4日 衆議院議院法規調査委員会が発足した。

1946年7月6日 衆議院議院法規調査委員会が第1回の会合を開いた。

1946年11月3日 日本国憲法が公布された。

ウィリアムズが山崎猛衆議院議長、木村小左衛門衆議院副議長、大池真衆 議院書記官長と議会改革について話し合った。

1946年11月29日 国会法の最終草案を民政局に提出。

1946年12月1日 ウィリアムズが議院法改正の進捗状況に関する覚書をホイットニー将軍に提出した。その中で議院法99ヵ条のうち、69ヵ条は残された。それらは主として、院内の規律、警察権、辞職、退職、両院の関係、請願、役員の選挙などである。国会法案123ヵ条のうち24ヵ条が旧議院法の抜本的修正で、議会に科された足かせを取り除き、衆参両院の尊厳を高め、参議院に対する衆議院の優位を確立することを意図した。新設の30ヵ条は国会が助力者、機構、施設を持つことを意図したものである1。

1946年12月19日 衆議院国会法案特別委員会で大池書記官長が国会法案の来歴を語った。

1946年12月21日 衆議院国会法案特別委員会で国会法案を全会一致で可決し、貴族院に送付した。

1946年12月25日 第90回議会会期終了日において貴族院国会法案特別委員会が国会法案を棚上げにした。

1947年2月21日 衆議院国会法案特別委員会が国会法案を全会一致で可決し、貴族院に送付した。

¹ ジャスティン・ウィリアムズ著 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989 年、223 - 224 頁。